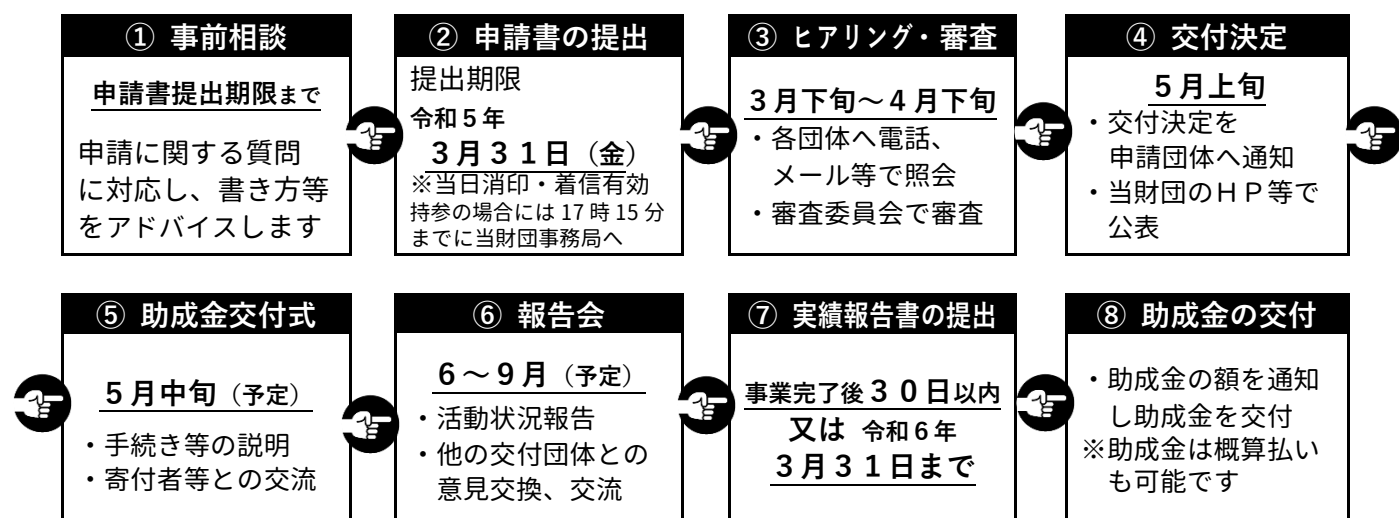


4 助成対象となる経費

①謝金	外部の講師・指導者・出演者等への謝礼
②旅費	外部の講師・指導者・出演者等への交通実費及び宿泊費
③消耗品費	用紙・文具・封筒・インクカートリッジ等事務用品の購入費、材料代
④印刷費・広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料等
⑤備品費	事業の執行に必要な機器や工具等の購入費
⑥通信運搬費	切手・はがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
⑦会議費	外部の講師、指導者、出演者等への食事代、お茶代等
⑧使用料及び賃借料	会場使用料、付帯設備使用料、器具や楽器、衣装等の借料、著作権使用料、作品借上料等
⑨設営費・舞台費	会場設営費・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作詞料、楽譜制作料等
⑩その他の経費	各種保険料や振込手数料等、上記費目以外の経費で理事長が必要と認める経費

※詳細は「令和5年度きらめき活動助成事業 申請の手引き」でご確認ください

5 助成事業のスケジュール



6 申請の方法

- 申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて「公益財団法人山口きらめき財団」まで直接持参又は郵送、メールによりお申込みください。
- メールでのお申込みの場合、
 - ・申請書及び添付書類は、Microsoft Word、Excel、PDF形式のいずれかとしてください
 - ・受付後3日以内(土日祝を除く)に受付完了の返信メールを送ります
 - ・返信がない場合には、電話かメールにより、申請者の責任において、山口きらめき財団まで申請書類の着信確認を行ってください
- 申請用紙及び「令和5年度きらめき活動助成事業申請の手引き」の入手
当財団のホームページからダウンロードできます(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)
募集期限 **令和5年3月31日(金)** <持参:当日17時15分まで/郵送:当日消印有効/メール:当日着信有効>

問い合わせ先・申請先

公益財団法人
山口きらめき財団
〒753-0082 山口市水の上町1番7号 水の上庁舎2階
TEL 083-929-3600 FAX 083-924-9096
◆問い合わせメール/info@y-kirameki.or.jp ◆申請用メール/shinsei@y-kirameki.or.jp

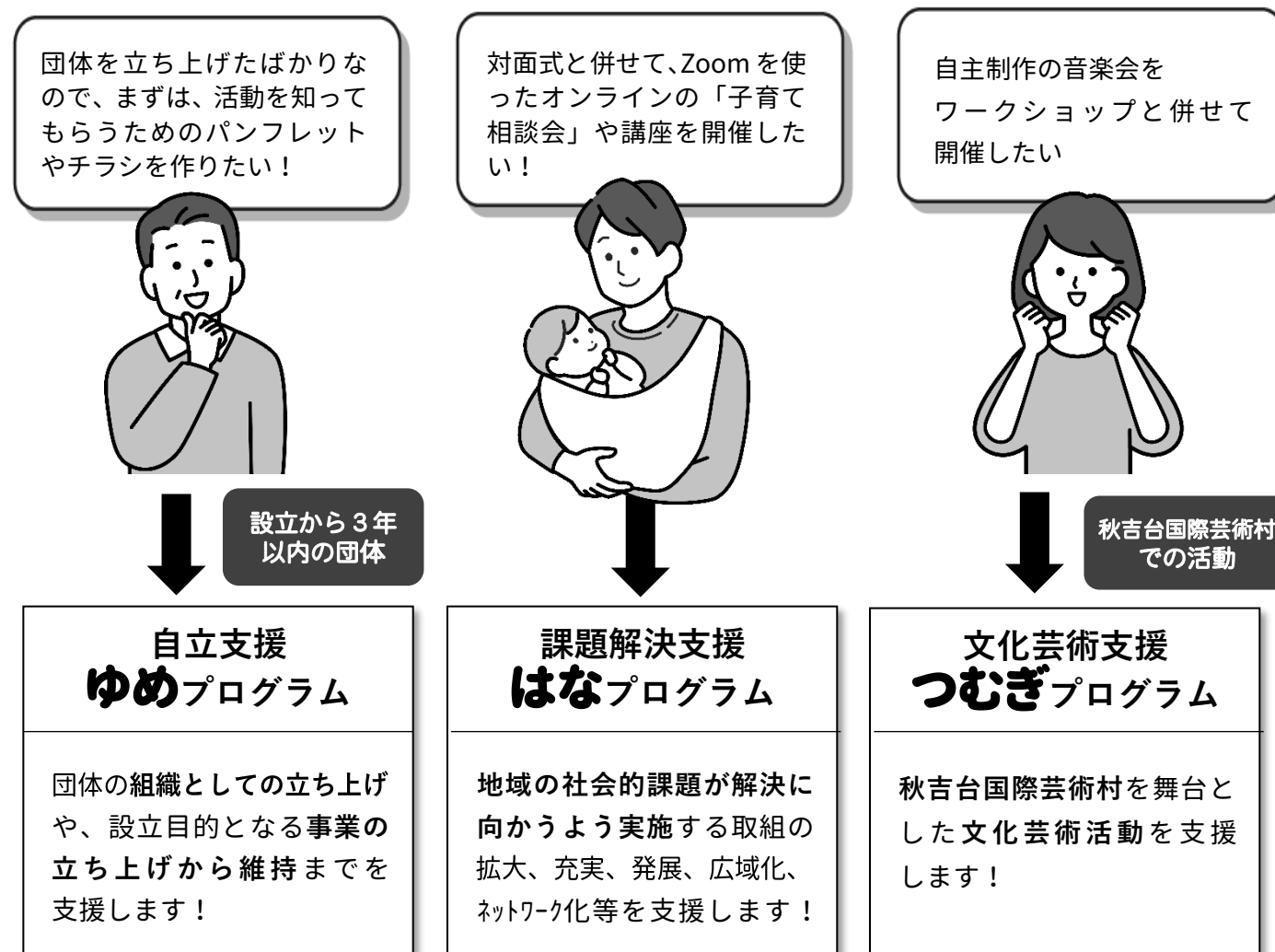


助成金でみなさんの活動をもっと広げてみませんか?

ただいま募集中!

令和5年度

きらめき活動助成事業 募集案内



募集期限: **令和5年3月31日(金)**

持参 当日の17時15分まで 郵送 当日消印有効 メール 当日着信有効

公益財団法人 **山口きらめき財団**

1 助成の対象となる団体・事業

◆ 助成の対象となる団体

次の要件を満たし、継続的に活動を行っている県民活動団体*

- ① 山口県内に事務所があること
- ② 宗教的、政治的、営利的活動を目的としないこと
- ③ 組織の運営に関する規則（会則）があること
- ④ 年間の活動計画があり、活動に係る収支が明らかなこと



*当助成事業の対象となる県民活動団体とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とするNPO法人、任意のボランティア・市民活動団体等が該当し、自治会等の公共的団体は該当しません。

◆ 助成の対象となる事業

- ① 山口県内で実施される公益的な事業
※特定の団体や個人の利益のみに行われる事業でないこと
- ② 団体の自主的・主体的な事業
※国、県、市町又はこれらの外郭団体等から補助金等を交付されていない事業
※国、県、市町又はこれらの外郭団体等の主催・共催でない事業
- ③ 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに実施される事業

2 支援プログラム

I 自立支援 ゆめ プログラム

助成目的	団体の立ち上げ・自立（団体の運営基盤の強化や継続的な事業の構築）		
対象となる団体	前述の「◆助成の対象となる団体」に該当し、 3年以内 （令和2年4月1日以降）に設立された団体		
対象となる事業	団体の設立や自立のために実施する事業 ※活動分野は問わない		
助成金額	20万円以内/年	助成率	助成対象経費の1/2以内
助成期間	原則として1年		
助成件数	10件程度		

<対象となる事業の例>

- ・活動の周知を目的とした発表会・報告会・交流会
- ・会計や広報等の組織運営や会員のスキルアップを目指した研修会・学習会
- ・運営のための会議や公演活動に係る稽古等
- ・活動に必要な備品の購入や道具の製作
- ・広報パンフレットやホームページの作成 …など



地域の誰もが気軽に参加できる地域食堂を開催

II 課題解決支援 はな プログラム

助成目的	地域における社会的課題の解決		
対象となる団体	前述の「◆助成の対象となる団体」に該当し、過去5年間（平成30年度～令和4年度）で、当財団からの助成金の交付が2回以内の団体		
対象となる事業	地域における社会的課題の解決のために実施する事業 ※活動分野は問わない		
助成金額	50万円以内/年	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成期間	原則として1年		
助成件数	20件程度		

<対象となる事業の例>

- ・地域資源の掘り起こしや情報発信
- ・若者の定住やUJIターン
- ・子ども食堂や子ども達への学習支援
- ・DV防止や男女共同参画の研修会
- ・防災や減災対策
- ・自然環境の保全
- ・環境学習や体験教室 …など



親子で一緒に参加できる海辺のゴミ拾いや環境学習会を開催

III 文化芸術支援 つむぎ プログラム

助成目的	文化芸術の振興と多くの県民が文化芸術に親しむ機会の創出		
対象となる団体	前述の「◆助成の対象となる団体」に該当し、過去5年間（平成30年～令和4年度）で、当財団からの助成金の交付が2回以内の団体		
対象となる事業	秋吉台国際芸術村で実施する文化芸術事業		
助成金額	50万円以内/年	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成期間	原則として1年		
助成件数	2件程度		

<対象となる事業の例>

- ・音楽会、演劇、ミュージカル、合唱、伝統芸能等の公演
- ・絵画や書、アート作品の展覧会
- ・音楽や芸術のワークショップ、セミナー …など



子ども達が音楽の楽しさを実感できる研修会やコンサートを開催

3 留意するポイント

事業を申請する際は、次の点を整理して申請書に記入してください

- ① 「団体の立ち上げ」又は「地域課題の解決」にどのように取り組み、成果をあげることができるか
- ② 今後どのように事業を継続し、発展させていくか
- ③ 広く、住民や団体等を巻き込んだ公益性の高い取組となっているか